

ご確認ください!

町の申告相談会場では、簡易な内容の申告や相談に限り受け付けます。
次のような申告は、受け付けることができませんので、**佐久税務署での申告や相談をお願いします。**

佐久税務署における確定申告会場や期間等に関することは7ページ「佐久税務署から確定申告のお知らせ」をご確認ください。

受け付けることができない方(一例)

- 青色申告の方
- 土地・建物や株式の売却(譲渡)等があった方
- 暗号資産(仮想通貨)、FX等がある方
- 先物取引の雑所得があった方
- 純損失や雑損失の繰越控除を受ける方
- 初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける方
- 消費税や贈与税に関する申告や相談のある方
- 準確定申告(亡くなった方等の申告)をする方

申告相談に必要なもの

※必要書類(下記参照)に不足がある場合は、一度ご帰宅いただくなど、再度来庁をお願いしております。
ご了承ください。



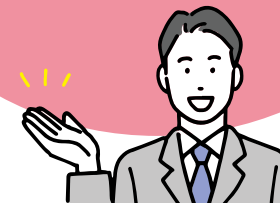
共通してお持ちいただくもの

- ☐ 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)
- ☐ 本人と扶養親族のマイナンバー確認書類(マイナンバーカードや通知カード等)
- ☐ 本人名義の振込口座のわかるもの(預金通帳等) ※所得税が還付となる場合に必要
- ☐ 利用者識別番号(ID・パスワード)のわかる書類 ※取得している方のみ
- ☐ 所得税の予定納税額のわかる書類 ※所得税の予定納税をしている方のみ

申告内容に合わせてお持ちいただくもの(一例)

- ☐ 給与、年金等の源泉徴収票
※年末調整の有無や、金額の多少にかかわらず全ての支払元の源泉徴収票をご持参ください。
- ☐ 事業所得の方は収支内訳書 ※ご自宅で作成の上、証拠書類と併せてご持参ください。
- ☐ 国民年金、生命保険等の各種所得控除証明書
- ☐ 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
※ご自宅で作成の上、証拠書類と併せてご持参ください。
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書
- ☐ 寄付金控除の対象となる団体へ寄付した際の領収書等
※ふるさと納税のワンストップ特例利用分も含めてご持参ください。

所得税 および 町民税・県民税の 申告相談を実施します



期間 **2月17日月～3月17日月**
(土日祝日を除く)

会場 役場2階 会議室1 受付・待合室 役場2階 会議室2

相談時間 **午前の部…午前9時～11時**(受付 午前8時30分～11時)
午後の部…午後1時～4時(受付 午前11時～午後4時)
※木曜日は午後7時まで

※午前11時以降に受付をした場合は、相談時間が＜午後の部＞となります。
※玄関および待合室は午前8時に開場しますが、受付簿等は午前8時30分に設置します。

注意事項

- 混雑状況等によっては、長時間お待ちいただく可能性があります。時間に余裕をお持ちのうえお越しください。
- 本会場で受付できるのは、簡易な内容の申告に限ります。詳細は5ページ「ご確認ください!」をご覧ください。

申告相談スケジュール

○混雑緩和のため、可能な限り、各地区の指定日に来庁ください。
なお、ご都合がつかない場合は、毎週木曜日の時間外相談や全地区対象日等をご利用ください。
※別地区の指定日に来庁される場合でも、電話等による事前連絡は不要です。

2月

日	月	火	水	木	金	土
16 休日	17 平和台	18 向原 大林	19 栄町1区・2区 (～20班)	20 栄町2区 (21班～)	21 西軽井沢 (～第3地区)	22 休日
23 休日	24 休日	25 西軽井沢 (第4地区～)	26 上宿	27 小田井 荒町	28 桜ヶ丘 児玉(～6班)	

毎週木曜日は**午後7時まで**
申告相談を受け付けます

3月

日	月	火	水	木	金	土
2 休日	3 児玉 (7班～)	4 三ツ谷 旭町	5 塩野1～5	6 塩野6～8 寺沢	7 清万 一里塚	8 休日
9 休日	10 八ヶ倉 馬瀬口1～2	11 馬瀬口 3～6	12 豊昇 面替	13 草越 広戸	14 全地区	15 休日

毎週木曜日は**午後7時まで**
申告相談を受け付けます